明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○木材統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産三）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一四）　三
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（同一五）　五
○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学一）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一〇一）　二〇
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一〇二）　三
○木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める等の件の一部を改正する件（同一〇三）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○農林水産省令第三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、木材統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十日

農林水産大臣　金子原二郎

木材統計調査規則の一部を改正する省令

木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（工場一覧表の作成）	（工場一覧表の作成）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　農林水産大臣は、前項の規定による工場一覧表の作成に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことができる。	（新設）
（調査方法）	（調査方法）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　農林水産大臣は、前二項の規定による調査に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことができる。	（新設）
4　第二項の規定にかかわらず、前項の規定により第二項の月別調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合にあっては、同項の代表者に対する面接調査の方法によって月別調査を行うことができる。	
（報告の義務）	（報告の義務）
第十条　製材工場等の代表者は、前条第一項の規定により調査票の配布を受けた場合にあっては当該調査票に記入の上、地方農政局長又は同条第三項の規定により調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者（以下「民間事業者」という。）にその定める期日までに送付を、同条第一項の規定により面接により質問された場合にあっては第十一条第一項の統計調査員又は民間事業者に口頭での回答をしなければならない。	**第十条**　製材工場等の代表者は、前条第一項の規定により調査票の配布を受けた場合にあっては当該調査票に記入の上、地方農政局長にその定める期日までに送付を、同項の規定により面接により質問された場合にあっては第十一条第一項の統計調査員に口頭での回答をしなければならない。